

日時：令和7年7月9日（水）9時50分～  
場所：伊丹市役所2階 第2委員会室

内 容：（仮称）北伊丹物流施設計画に係る環境影響評価準備書について

出席状況：9名中5名出席

出席者：塚口会長、服部委員、宮川委員、島田委員、岸本委員、

欠席者：菊井副会長、中野委員、亀田委員、田中専門委員

傍聴者：0名

配布資料

資料1：伊丹市環境審議会 専門委員名簿（次第裏面）

資料2：（仮称）北伊丹物流施設計画環境影響評価準備書（事前配布）

資料3：第2次住民意見書に対する第2次見解書

資料4：令和7年度第1回伊丹市環境審議会での（仮称）北伊丹物流施設計画に係る委員意見と事業者回答

## 1. 開会

<事務局>

- ・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会規則に基づき、本審議会が成立していることを報告。

- ・傍聴者の人数報告
- ・配布資料の確認

<審議会>

- ・議事録署名委員の指名

会長より、服部委員、宮川委員を選任。

## 2-1. （仮称）北伊丹物流施設計画に係る環境影響評価準備書について

<事務局>

- ・住民意見に関する報告

準備書の公表に係る住民意見の募集と件数について報告。

- ・資料3、4の概要説明

資料3は、事業者が全48件の住民意見を環境項目ごとに要約し、各々に対する見解を示したもの。

資料4は、審議会にて各委員よりいただいた意見及び各々に対する事業者回答を、全10項目の環境項目等にかategorizeしたものであることを説明。

<事業者（野村不動産株式会社）>

- ・第2次審査意見書に対する見解、住民説明会の開催結果を報告。

また、手持ちの事業者資料①～⑤を配布。

## 2-2. 質疑応答（第2次住民意見書に対する第2次見解書等について）

意見無し。

## 2-3. 質疑応答（分類された環境項目ごとの審議について）

### <1 事業計画>

#### ○事業者

前回意見に対して事業者資料①を用いて、補足説明。

#### ○会長

事業者資料①の説明等で大半は理解できたが、物流を専門に考えている事業者と交通計画に携わる私とで少し認識の違いがある。それは準備書P. 1-1の「ラストワンマイル」という言葉について、人の流れを例にするとバス停から各人の自宅へ、物流であれば配送所から最終目的地へ運んでいくことと認識している。事業者資料①では、宅配用の小型バンで配送する、まさに私の認識する「ラストワンマイル」のものもあれば、大型トラックから中型・小型トラックに積み替えて配送するといった、色んな形態が含まれていると思われるが、準備書の「ラストワンマイル」という表現では、多くの方に誤解を与えないか心配である。事業者として、どのようにお考えかを伺いたい。

#### →事業者

「ラストワンマイル」という用語の定義としては、消費者への最終配送距離の過程と考えるが、準備書の「ラストワンマイル」は、定義の1段階、2段階前も含めた表現となっている。言葉の使い方として、誤解を与えるのであれば、表現を改めたい。

#### ○会長

準備書における「ラストワンマイル」という言葉には、最終の消費者まで物を運ぶという意味もあるが、もう少し手前の段階も含まれているということ、良し悪しは別として、認識できた。なお、ラストワンマイルが消費者への最終配送の過程と考えるのであれば、2段階前等も含めていくことは、単なる言葉の使い方の問題ではなく、明らかに定義に矛盾している。

### <2 交通>

#### ○会長

トラックバース数はいくつ用意されているか。

#### →事業者

準備書P. 1-9に記載している通り、178台を計画している。

#### ○会長

そのトラックバース数をテナントに割り振るわけだが、テナントによっては大型トラックや小型バンを利用すると思われる。この場合も同じトラックバースを利用するのか。

#### →事業者

テナントによって中型、小型を利用いただいて問題ない。事業者から車両サイズの指定をするものではなく、あくまで、10トントラック（大型車）を178台停めることができるものと想定している。

#### ○会長

トラック待機場が屋外に5台とあるが、少なくないか。

#### →事業者

近隣のことを踏まえ屋外にあまり待機させず、屋内で待機させることを計画している。そのために、弊社の基準よりも屋内のトラックバース数を多く準備することで、待機場台数を減らしている。

#### ○会長

テナントが借りるトラックバースのいくつかは、待機場用として利用することになるのか。

#### →事業者

そのように運用頂ければと考えている。

#### ○会長

計画敷地への出入りは基本左折が望ましいが、今回は右折を一応認める計画となっている。近隣の方にとって一番迷惑となるのは、右折滞留車両による交通渋滞と考えられるが、右折レーンを延長することは難しい。右折車両を滞留させるよりは、敷地内で待機するスペースを多く設け、敷地内へ入れてしまう方が近隣の迷惑にならないと思われる。ゆえに、事業者が考えておら

れる対応策に多少疑問を感じる。

○会長

Landport高槻を類似事例に説明いただいたが、今回の計画と違いがあるのか。交通発生量等に起因するので。

→事業者

幹線道路に面する市街地にあるということから立地条件は、ほぼ同等。規模感は、Landport高槻が若干小さいが、こちらも概ね同等。テナントに関しては、Landport高槻よりも倉庫の自動化を検討しており、それに見合った設備の計画をしている。

### <3 大気汚染>

意見無し。

### <4 騒音・振動・低周波音>

○委員

敷地北側マンションからの住民意見が多いとのことなので、騒音・振動等だけでなくあらゆる項目に関して隣接する住民とのコミュニケーションが重要になると思われる。また、振動による影響が心配だという意見がある。振動は $L_{10}$ で評価することが多いが、それでは評価し得ないような苦情が起り得るので、事業者と住民のコミュニケーションが重要になるということを重ねて伝えておきたい。

低周波音の予測を行った地点を教えてください。

→事業者

準備書P.3-3-2のピンク色の□（騒境界1、騒境界2、騒一般）の3カ所で測定した。

上述の2カ所（騒境界1、騒境界2）に加え、敷地境界で最大となる地点の3カ所を予測地点としている。

○委員

低周波音の予測結果は準備書のどこにあるのか。また、その地点の屋外ということか。

→事業者

屋外での予測結果を準備書P.3-5-8の表3-5-6に示している。

○委員

環境省の「心身に係る苦情に関する参照値」は、その苦情者が普段寝ている場所など屋内が前提になっているのではないかとと思われるが、どのように評価したのか。

→事業者

屋内で評価すべきかと思うが、屋内の状況において不明な要素も多いため、事業者にとって、より厳しい条件となる屋外で評価を行った。

○委員

繰り返しになるが、コミュニケーションをとって、住民の方の心配を緩和するようにお願いしたい。

→事業者

了承。

### <5 日照障害>

○事業者

前回意見に対して事業者資料②を用いて、補足説明。

○会長

前回意見の発言者である田中委員にはどのように伝達するのか。

→事務局

7月24日、25日のいずれかで説明し、結果は第2回専門委員会にて展開予定。

### <6 電波障害>

意見無し。

## <7 廃棄物>

○事業者

前回意見に対して事業者資料③を用いて、補足説明。

○委員

廃棄物保管庫の詳細位置はどこか。

→事業者

位置を記しているわけではないが、準備書 P. 1-10 の配置図で説明すると、敷地西側のランプ部（車の上り口）に設置予定。

○委員

無人コンビニ（自動販売機）とごみ箱は各階に設置予定か。また、各階のごみがこの廃棄物保管庫に集約されて、業者が回収するということか。

→事業者

無人コンビニは、カフェテリアがある場所と1階東側に設置を予定しており、ごみ箱は無人コンビニ付近に分類に応じたごみ箱を設置予定である。ごみ箱のごみ回収に関しては、管理会社もしくはその下請け業者が回収し、敷地内の廃棄物保管庫へ保管することを計画している。基本的には保管庫で長時間保管することは考えておらず、毎日回収を実施するので、悪臭を長時間発生させることはない。また、生ごみは発生しないと考えている。

○委員

廃棄物保管庫の位置が北側マンションには面していないと思うが、廃棄物の回収業者の出入り方法や頻度等の回収方法、また、生ごみは生じないとはいえ、カップ麺のごみなど、ごみの種類も色々でくると思うので、リサイクルも配慮の上、しっかり運用いただきたい。

→事業者

了承。

## <8 景観>

○事業者

前回意見に対して事業者資料④を用いて、補足説明。

○会長

日照障害と同様に、田中委員の意見を伺うこと。

→事務局

了承。

## <9 地球環境>

意見無し。

## <10 動・植物>

○事業者

前回意見に対して事業者資料⑤を用いて、補足説明。

○委員

植生調査の面積がそれぞれ違うのはなぜか。

→事業者

河川水辺の国勢調査の調査方法では任意に決めることとなっているため。

○委員

対象は草原なのに、なぜ任意で異なる面積とするのか。シルビアシジミの保全が目的であれば、調査の精度を高める必要があるため、面積を一定にしてそこにどういった植物が生えているというデータから保全対策を検討しないといけないので、調査面積が異なるのは基本的におかしい。また、植生調査に関して、被度階級記号で調査をしているが、本来であればパーセンテージでとるべきであり、調査方法は今後、変えた方がよい。

また、この調査からシルビアシジミの保全にどう繋がっていくのか。

→事業者

シロツメクサを食草としていられるので、シロツメクサを地被類の主体として植栽することが保全につながると考え、計画している。

○委員

シルビアシジミはシロツメクサだけではなく、ヤハズソウにもつく可能性はある。ギョウギシバーチガヤ群落という形でまとめているが、例えば、チガヤーシロツメクサ群落とチガヤーヤハズソウ群落というように分けて、両方の群落に対してシルビアシジミが生息環境として利用しているというふうにするべきだと思う。

→事業者

評価書にそういった表現を記載し、それを植栽計画に反映させることにしたい。

○委員

シルビアシジミは本来、ミヤコグサという在来種を食べていたので、外来種であるシロツメクサとの関係性などを書き分けることが望ましい。

→事業者

ヤハズソウなど、その他も植えることが望ましいとは思いますが、方向性としてシロツメクサを植栽することは間違っていないということでしょうか。

○委員

全国では極めて稀少なシルビアシジミが伊丹で拡大しているのは、外来種のシロツメクサを食べることができるようになったからであり、他の地域ではシロツメクサを食べていない。伊丹の個体群は特殊であり、今さら、絶滅に瀕しているような状態の日本古来のミヤコグサに戻すことは無理なので、シロツメクサを活かすことが大事である。他の地域にはない事例なので、うまく表現してもらった方がよいと思う。

準備書の中で、周辺にも多く生息しているので、ここで保全対策を取らなくてもいいといったような表現となっているが、他の地域での生息の有無に関わらず、この地域できちんと保全対策をとるという表現にした方がよい。

→事業者

了承。

○会長

事業者資料⑤の群落組成調査地点③について、なぜこの事業計画地外の場所を調査したのか。

→事業者

最初にシルビアシジミを発見したのが調査地点②で、シロツメクサ、ヤハズソウなどがあつたため、周辺にも似た環境がないかと調べる中で、調査地点①、③を見つけ、そこにもシルビアシジミが発見できた。ゆえに事業計画地外ではあるが、情報として記載した。なお、西猪名公園でもそれなりの個体数が確認できた。

## <11 全体を通して>

○委員

評価書に植栽計画の樹種は掲載するのか。本来であれば、外来種ではなく在来種のを植栽するといったことを準備書で記載してもおかしくない。

→事業者

樹種については決まっていないが、書ける範囲で記載することは可能。シルビアシジミを主体とした外来種であるシロツメクサを含めた植栽計画を記載するようにしたい。

○委員

シルビアシジミだけのことではなく、木本植物等も加味した全体の計画はどうか。

→事業者

基本的には景観審議会も含めての話になるが、既存樹木を保全するということもあり、また前面道路の方からは季節を感じられるような樹種を植えるような指導もあるので、そういったコンセプトを示せればと思っている。

○委員

資料編は評価書にもついてくるのか。

→事業者、事務局

ついてこない。

○委員

資料編の P. 2-8、2-9 の地形分類図と表層地質図がおかしいと指摘したが、修正されていない。どうなっているのか。

→事業者

概要書時に修正したが反映できていなかったの、差し替え等で対応したい。

○委員

住民意見のその他で太陽光パネルのことが書かれているように、太陽光パネルは本来、地球温暖化の対策の一つとして設置するものであるが、設置方法による反射光などの問題もある。このように、それぞれの対策でよかれと思ってやっていることが別の問題を生むこともある。アセスの決まりでは具体的に回答する義務はないが、準備書 P. 1-20 に記載されているように、周辺の影響などに配慮した太陽光パネルの配置の設計を進めていってほしい。

→事業者

太陽光パネルの反射による住民への影響に配慮するため、2 階の屋根上や屋上の北側にはパネルを設置できる場所であっても設置しないと配置を検討している。

○委員

そういったことを検討されているのであれば、環境と住民への配慮の両方を考えているということをごどこかに記載してアピールする方がよい。

→事業者

了承。

○委員

住民意見（資料③No. 16）の振動に関する意見に対する事業者の見解に「環境基準と照らし合わせ」とあるが、振動には環境基準はないので、書き換えた方がよい。

また、事業者の見解の中で「徐行を徹底するなど可能な対策を徹底していく」とあるが、非常に重要だと思う。たった 1 台の車からの振動であっても、その走行方法によっては苦情につながるの、こういった点を徹底してほしい。

→事業者

了承。

○会長

準備書 P. 3-1-33 において、滞留長に関する出典を明記すること。

→事業者

了承。

○会長

準備書 P. 2-1 に「駐車場の利用」とあるが、環境アセスメントにおいて「駐車場」と記載すれば、それを利用する影響について議論することを意味しているから、「利用」は不要ではないか。

→事業者

了承。

○会長

準備書 P. 1-1 「事業の目的」において、事業者資料①にある類似施設の形態にあるように、いわゆるラストワンマイルとしての利用だけでなく、ここをハブ（拠点）として利用することも含まれるので、誤解のないように表現を改めた方がよい。

→事業者

了承。

○委員

伊丹市には他にも絶滅危惧種が存在するが、国レベルのIB類に該当するのはシルビアシジミだけである。それだけ稀少なものであるということを明記してほしい。

→事業者

了承。

3. その他

<事務局>

・今後の審議スケジュールの説明

第2回専門委員会：8/中～後半を予定

本日審議できなかった環境項目の審議と、答申案の審議。

第3回専門委員会：第2回専門委員会の進捗に応じ、開催を検討させていただく。

○会長

以上で、本日の環境審議会専門委員会は終了とする。

4. 閉会

以上